

1号炉及び2号炉の廃止措置計画変更概要について (一部、保安規定変更を含む)

令和3年度に予定している廃止措置計画の変更概要を下記に示す。

なお、「2.」の変更内容は、廃止措置計画変更とともに保安規定変更を伴う。

1. 使用済燃料輸送容器の性能維持施設への追加

令和2年10月7日の伊方発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請及び伊方発電所2号炉廃止措置計画認可申請の認可後以降、他電力の廃止措置計画の審査過程において、発電所構内輸送用の「使用済燃料輸送容器」（以下、「構内輸送容器」という。）については、性能維持施設として維持管理を明確化することが求められた。

このため、「構内輸送容器」を性能維持施設として追加し、1号炉及び2号炉の廃止措置計画変更認可手続きを行う。

また、現在、伊方発電所2号機の使用済燃料ピットに漏えい燃料3体を貯蔵しており、3号機への構内輸送を行う内容の変更も含めて手続きを行う。

2. 1号機海水ポンプ廃止に伴う放出管理目標値等の変更

1号炉海水ポンプは、2019年に使用済燃料の搬出が完了し、「性能維持施設」としての維持期間を終了した。引き続き、「その他自ら定める設備」[※]として運用を行っているが、廃止措置の進捗に伴い、海水ポンプの負荷流量が大幅に減少している。

1号炉及び2号炉で海水供給が必要な負荷流量を合算しても、2号炉海水ポンプ1台で供給可能であることから、2号炉海水ポンプから1号炉へ海水供給する変更工事を実施し、1号炉海水ポンプの運用を廃止する。

本工事により、放射性液体廃棄物放出時の海水による希釈水量が変化し、放射性物質の放出管理目標値等に変更が必要となるため、1号炉及び2号炉の廃止措置計画の変更認可手続きを行う。

なお、上記内容は、保安規定に記載された放出管理目標値の変更等を伴うことより、保安規定の変更認可手続きについても併せて行う。

※：廃止措置計画で定める「性能維持施設」以外で事業者が廃止措置段階で維持管理が必要な設備を「その他自ら定める設備」と保安規定に定めている。